

『耕作放棄地再生活動協働モデル事業』 募集要項

1 事業目的

NPO法人、生産組織、ボランティア団体等（以下NPO等という）が持つ新たなアイデアや社会経験を生かして取り組むモデル的な農地保全活動を支援することにより、多様な担い手が参画した、農村地域づくりを推進することを目的としています。

2 募集内容

NPO等から中山間地域を中心に増加している耕作放棄地を再生、又は農地として活用する新たな手法による活動の提案を募集し、県のモデル事業として実施します。

ただし、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) NPO等と行政が協働することで、より大きな事業効果が期待でき、今後のモデルとすること。
- (2) 県内の中山間地域（和歌山市を除く市町村）において、概ね10a以上で実施すること。
- (3) 市町村が実施した荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で、荒廃状況区分が、A分類（再生利用が可能な荒廃農地）、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）のいずれかに位置づけられた農地（予定を含む）で実施すること。
- (4) 事業の受益者が特定少数の者に限定されず、広く県民に還元される公益性のあること。
- (5) 事業が、事業委託契約締結の日（平成30年（2018年）5月頃）から最長2021年3月上旬の間で実施できること。
- (6) 基本的に、他の団体（県の他事業を含む。）等から補助金等の資金支援を受けないこと。もし、受けている場合は、本事業との区分けが明確にできること。
- (7) 過去に耕作放棄地再生活動協働モデル事業で受託した団体については、類似の企画提案でないことを原則とする。

具体例として・・・

- ☆ 耕作放棄地を含めた中山間地域におけるやNPOや学生等の援農支援
- ☆ 耕作放棄地を活用し、地元企業も参画した特産加工品の原料づくり
- ☆ 耕作放棄地を活用し、都市住民も参画した景観作物の植栽
- ☆ 耕作放棄地を活用した小中学生等児童に対する食育や環境学習
- ☆ 棚田地域の住民と、その地域をふるさとに持つ人々との協働による耕作放棄地の解消

3 応募資格

次の要件を満たすNPO等

- (1) 和歌山県内に所在する生産組織や小中学校等、または、県内に事務局のある特定非営利活動法人（NPO法人）あるいは非営利の社会貢献活動を行う活動団体（ボランティア団体等、法人格を持たない団体を含む。）であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと。暴力団若しくは暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。

4 応募提案数

1 団体につき、1 提案と限らせていただきます。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ①「耕作放棄地再生活動協働モデル事業」企画提案書（別紙様式1）
- ②「耕作放棄地再生活動協働モデル事業」団体等概要書（別紙様式2）

※ ①企画提案書内の対象農地については、市町村が実施した荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で、荒廃状況区分が、A分類（再生利用が可能な荒廃農地）、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）または予定のいずれかに位置づけられているかを、市町村担当者に確認のこと。

※ なお、提出いただいた書類は、お返しできませんので、ご了承下さい。

(2) 提出方法

郵送または持参により提出するものとします。

(3) 応募の締切

平成30年3月16日（金）必着

(4) 提出先

団体が所在する地域の振興局農地課（東牟婁においては農業水産振興課）

提出先	郵便番号	住所
海草振興局農地課	〒640-8585	和歌山市小松原通1-1
那賀振興局農地課	〒649-6233	岩出市高塚209
伊都振興局農地課	〒648-8541	橋本市市脇4丁目5番8号
有田振興局農地課	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日高振興局農地課	〒644-0011	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局農地課	〒646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局農業水産振興課	〒647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

6 審査及び選考結果

(1) 審査・選考方法

知事の附属機関である「農業農村振興委員会」に設置している「中山間ふるさと・水と土保全推進部会」により審査し、モデル事業として予算の範囲内で3件程度を選定します。

一次審査は企画提案書による書類審査、二次審査は企画提案団体のプレゼンテーションによる審査を行い、選考結果を後日通知します。

（一次審査は4月上旬、二次審査は4月下旬を予定しています。）

なお、複数年度にわたり事業を実施する場合、来年度に実施する当審査会において、前年度の成果と当年度の計画を報告いただき、承認を得れば実施できるものとします。

(2) 選考基準

下記の視点をもとに、総合的に評価し、選考します。

- ・ モデル事業としての先進性

先進性、独自性に優れた内容であるもの

- ・ 公益性
受益者が特定の者に限定されず広く県民に還元されるもの
- ・ 事業実行性
提案された事業を遂行できる組織体制であり、実行可能な方法、計画、予算で立案されているもの
- ・ 費用対効果
事業実施による直接効果が優れているもの、または専門性や県民参加等の面で優れているもの
- ・ 事業の継続性・波及性
事業の効果が的確であり、次年度以降も継続性・波及性が期待できるもの

7 委託金額

事業実施期間は最長3年とし、20a以上で取り組む場合は、1団体につき1年目50万円、2年目30万円、3年目20万円（消費税及び地方消費税を含む）、20aに満たない場合はその半額を限度として企画提案内容に応じて決定します。

※ 事業実施に関係のない費用、団体そのものの運営経費、パソコン・プリンター・デジタルカメラなどの備品を購入する費用、団体内での打ち合わせの際の飲食費などの経費は対象外です。

8 事業報告書等の提出及び活動等の報告

採択団体は進捗状況報告書（11月末現在をそれぞれ翌月末までに）及び事業報告書（3月末までで事業完了後速やかに）を県へ提出していただきます。

9 その他

- ・ 応募書類の作成、提出、二次審査・活動報告会への出席に要する費用はすべて応募者の負担となります。
- ・ 県から委託するモデル事業として実施されるため、内容について県との調整をお願いする場合がありますとともに、採択された団体については、団体名、代表者名、団体の連絡先、事業内容を公開しますので、ご承知願います。
- ・ 平成30年度当初予算で対応しますので、予算成立後の決定となります。
なお、予算の状況により、委託件数及び複数年度実施の委託金額等が変更する場合がありますので、ご了承願います。
- ・ 委託費の支払いは、提出いただいた事業報告書の内容を県で検査した後となりますが、業務を円滑に進めるために必要な場合、委託金額の30%を限度として、契約後に請求いただければ支払うことができます。

10 問い合わせ先

和歌山県 農林水産部 農業農村整備課

電話 073-441-2943（ダイヤルイン）

FAX 073-425-0287

e-mail e0705001@pref.wakayama.lg.jp

平日（月～金曜日） 9時から17時45分まで

ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>

海草振興局農地課	TEL : 073-441-3360	FAX : 073-441-3368
那賀振興局農地課	TEL : 0736-61-0017	FAX : 0736-61-0018
伊都振興局農地課	TEL : 0736-33-4913	FAX : 0736-33-4912
有田振興局農地課	TEL : 0737-64-1256	FAX : 0737-64-1282
日高振興局農地課	TEL : 0738-24-2914	FAX : 0738-24-2916
西牟婁振興局農地課	TEL : 0739-26-7912	FAX : 0739-26-7919
東牟婁振興局農業水産振興課	TEL : 0735-21-9614	FAX : 0735-21-9642